

# ILO (国際労働機関) 海上労働条約の発効に伴う船員法の改正 (条約関連法律案)

近い将来発効が見込まれるILO海上労働条約の国内法化を図るため、船員法を改正する。

## ILO海上労働条約の概要 (平成18年2月採択)

### 1. 海上労働に係るグローバルスタンダードの確立

#### ➤ 既存のILO関連諸条約を整理・統合

- 雇用条件等
  - ✓ 書面による船員に対する労働条件の説明
  - ✓ 雇入契約書の原本の所持
  - ✓ 船長の労働時間規制 等
- 居住設備、食料及び供食
  - ✓ 寝室の広さ・衛生設備の基準設定 等
- 医療、厚生、社会保障による保護
  - ✓ 医師の配乗条件 等

### 2. 旗国検査・ポートステートコントロール制度の導入

#### ➤ 旗国検査

- ✓ 旗国政府による外航自国籍船舶に対する検査義務
- ✓ 検査に合格した船舶に対する条約証書の発給

#### ➤ ポートステートコントロール

- ✓ 寄港国政府による外国籍船舶の検査

## 条約の発効要件

33%以上の商船船腹量を有する30カ国以上の批准後1年で発効

<現在:商船船腹量52%(充足済み)、批准国16ヶ国>

条約発効時点で、我が国において本条約の批准・国内法化が図られていない場合…

- 条約発効に伴い締約国による外国籍船舶に対するポートステートコントロールが開始。
- 条約発効時点で外航日本籍船に対する条約証書の交付が未了の場合、締約国の港に寄港した外航日本籍船がポートステートコントロールを受け、運航差し止め等、甚大な影響を被るおそれ

## 「船員法の一部を改正する法律案」の概要

1. 船員の労働条件に係る規定の改正

2. 旗国検査・ポートステートコントロール制度の導入

# ILO海上労働条約の概要

## 従来のILO条約の課題

- 採択されてから相当の年月が経ち、現在の社会や技術の進展に対応していない。
- 複数の条約において同様の趣旨の規定が含まれ、複雑化している。
- 批准状況がよくないため、実効性を伴わない。

既存の条約及び勧告  
を整理・統合

2006年2月23日採択

## ILO海上労働条約の策定(既存条約の統合化)

### 海上の労働に関するグローバルスタンダードを確立

#### ○雇用条件

- ・書面による船員の労働条件の説明
- ・雇入契約書の原本の所持
- ・船長の労働時間規制 等

#### ○居住設備、食料及び供食

- ・寝室の広さ・衛生設備の基準設定 等

#### ○医療、厚生、社会保障による保護

- ・医師の配乗要件 等

### 旗国検査・寄港国検査(PSC)制度の導入

- ・外航自国籍船に対する条約の適合性に係る検査の実施・証書発給
- ・寄港国による外国籍船舶の検査の実施 等



# ILO海上労働条約発効に関する今後の見通し

## 【条約第8条第3項】

この条約は、**30以上の加盟国**であってその商船船腹量の合計が総トン数で**世界の商船船腹量の33パーセント**に相当する商船船腹量以上となるものの批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

### 【批准国(2011年10月現在)】

国名	船腹量(%)
アンティグア・バーブーダ	1.13
バハマ	5.45
ベナン	0.00
ボスニア・ヘルツェゴビナ	-
ブルガリア	0.06
カナダ	0.34
クロアチア	0.16
リベリア	10.39
ルクセンブルグ	0.11
マーシャル諸島	5.56
ノルウェー	1.88
パナマ	21.60
セントビンセント	0.58
シンガポール	4.65
スペイン	0.33
スイス	0.07
<b>(合計) 16ヶ国</b>	<b>(合計) 52.31</b>

### 【発効要件】

国数(30ヶ国以上)

批准国数

批准国(16ヶ国)

実績



批准予定国  
(20ヶ国以上)

見込み

(参考)平成23年3月のILO第310回理事会において、事務局より、20ヶ国以上が2011年末までの批准に向けて準備している旨情報提供

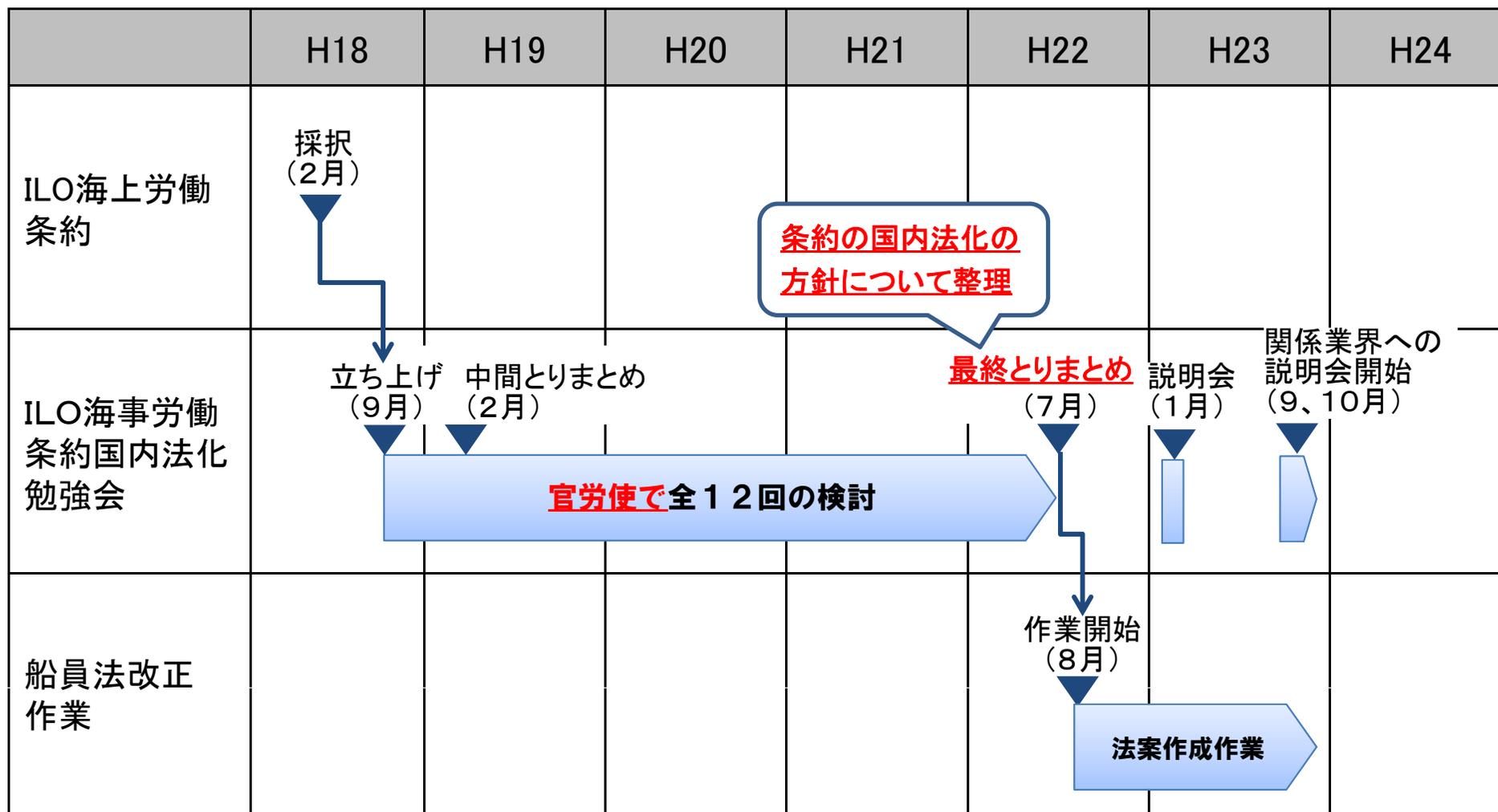
船腹量(33%)...充足済み

批准国数が30ヶ国に  
到達した時点

発効要件充足から  
12ヶ月後に発効

# 「船員法の一部を改正する法律案」 これまでの経緯

- 条約採択後、国内法化を進めるため、官労使による勉強会において、船員法の改正の方針について検討。
- 現在、勉強会でとりまとめられた「最終とりまとめ」に沿って、船員法の改正作業を進めているところ。



# ILO海事労働条約国内法化勉強会の概要

## ILO海事労働条約国内法化勉強会の目的

ILO海事労働条約の批准に向け、公労使の実務担当者で、主要論点について国内法化作業の方向性を整理し、理解を共有する。

## 経緯

- ・ 平成18年9月、同年2月の条約の採択を受け、海事局運航労務課を事務局として国土交通省で第1回を開催し、以降12回に渡り、開催。
- ・ 平成19年2月、中間とりまとめを実施。
- ・ 平成22年7月、**最終とりまとめ**を行い、閉会。

## 委員

座長 明治大学法科大学院  
野川 忍 教授

### 使用者委員

日本船主協会  
日本内航海運組合総連合会  
日本外航客船協会  
日本旅客船協会  
大日本水産会

### 労働者委員

全日本海員組合

### 造船業関係委員

日本造船工業会  
日本中小型造船工業会

### 国土交通省

海事局関係各課

# 「船員法の一部を改正する法律案」 主要改正事項一覧

## 労働条件等に関する改正

	改正項目	改正内容
1	雇入契約書の交付等	契約締結前・成立時における船員への雇入契約書の交付及び契約当事者双方による契約書の保有を義務付け。
		雇入契約書の写しの船内備置を義務付け。
2	船員募集・職業紹介機関を利用した船員の雇入	不適切な募集受託者・船員職業紹介機関を利用した船員の雇入を禁止。
3	送還・輸送方法	船員に責がある事由により船舶所有者が雇入契約を解除した場合における船員の送還を義務付け。あわせて、適切な輸送方法によることを義務付け。
4	給与明細の交付	船員への給与明細書の交付を義務付け。
5	船長等の労働時間規制の適用	船長、機関長、医師等を労働時間規制の対象とするとともに、船長については労使協定により対象外とすることを認める。
6	休息时间規制に関する労使協定による適用除外	特定の状況において、労使協定による休息时间規制の適用除外を認める。
7	船員の最低年齢	15歳から16歳に変更。
8	船内苦情処理手続	船内苦情処理手続の整備等を義務付け。
		苦情を申し出た船員に対する不利益取扱を禁止。

## 旗国検査・寄港国検査の導入

	改正項目	改正内容
9	旗国検査・証書の交付	一定の自国籍船に対する旗国検査の実施・海上労働証書の交付。
		旗国検査を実施する登録検査機関の登録・当該機関に対する監督。
10	寄港国検査(ポートステートコントロール)	外国籍船に対する寄港国検査(ポートステートコントロール)の実施。
		日本に寄港した外国籍船の船員による条約違反に係る苦情の申し出の対応。

# 「船員法の一部を改正する法律案」施行までの予定について

